

令和7年度

登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 140 号
令和8年1月27日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様
登 別 市 議 会 議 長 千 田 文 孝 様
登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 安 宅 錦 也 様
登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様
登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 山 下 篤 様

登別市監査委員 草 野 義 彦
登別市監査委員 若 木 康 夫

令和7年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

定期監査報告書

1 監査の期間

令和7年9月12日から令和8年1月23日まで

2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和6年10月1日から令和7年3月31日までに執行された財務に関する事務及び令和6年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務（必要に応じて他の年度の執行分も一部対象とした）。

4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、その中から抽出により検査及び現地監査を実施して、関係職員から内容について説明を受けた。

抽出した関係書類及び現地監査施設は別表1から4のとおり。

別表 1

給付等事務（抽出）

対象部局	事業名
保健福祉部	介護予防（居宅介護）住宅改修費
	介護予防（居宅介護）福祉用具購入費

別表 2

業務委託契約・物品売買契約等（抽出）

対象部局	契約名	契約業者
総務部	第10回ふるさとチョイス大感謝祭に係る企画運営業務	DAYS 株式会社
	被災者生活再建支援システム導入業務委託	東日本電信電話株式会社
	令和6年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託	株式会社 JTB 北海道事業部
	二要素認証システム更新	PFU IT サービス株式会社
	フリーアドレス用チェア及びデスク	株式会社ワシザワ商事
保健福祉部	エア・コンディショナー （富士保育所、登別保育所、登別子育て支援センター、中央子育て支援センター）	株式会社末永電気工事
	エア・コンディショナー（鷺別保育所）	木村電機工業株式会社
	エア・コンディショナー（幌別東保育所）	株式会社吉野電気商会
	幌別児童館管理備品1 幌別児童館管理備品2	株式会社ワシザワ商事
	幌別児童館管理備品3	Handy ショップつじ
	スポットクーラー （児童クラブ、児童館）	株式会社吉野電気商会
観光経済部	登別ブランド・アイヌ文化デジタルスタンプラリー事業実施委託	株式会社 Paak
	アイヌ文化を通じた経済活性化事業参加賞ノベルティ作成業務	DAYS 株式会社
	カルルス温泉サンライバスキー場業務委託	株式会社登別ゴルフ場
	データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託	楽天グループ株式会社

観光経済部	圧雪車	スノーシステムズ株式会社
都市整備部	登別市大規模盛土造成地変動予測調査	株式会社ドーコン
	除雪管理システム導入業務委託	株式会社サンコー
教育委員会	公用車購入（軽貨物自動車）	川田自動車工業株式会社
	フードスライサー購入	日本調理機株式会社 北海道支店
	競泳用移動型表示装置（登別市民プール）	セイコータイムクリエーション株式会社 札幌営業所

別表 3 工事契約等（抽出）

対象部局	施設名等	契約業者
市民生活部	クリンクルセンター照明LED化工事	株式会社吉野電気商会
	最終処分場浸出水処理施設改修工事	クボタ環境エンジニアリング株式会社 北海道支店
保健福祉部	幌別児童館建設（建築主体）工事	和田・木島特別共同企業体
	幌別児童館建設（電気設備）工事	株式会社末永電気工事
	幌別児童館建設（機械設備）工事	オール設備株式会社
	青葉児童クラブ移転（建築）工事	山福 福島建設株式会社
	青葉児童クラブ移転（電気設備）工事	株式会社吉野電気商会
	総合福祉センター照明LED化工事	株式会社吉野電気商会
	総合福祉センターエレベーター更新工事	新光建設株式会社
都市整備部	中央町3丁目16番地1特定空家等略式代執行	株式会社平興業
教育委員会	幌別小学校外部物置設置工事	住研ホーム株式会社
	富岸小学校給水設備改修工事（1工区）	株式会社荒川設備
	若草小学校屋内運動場床改修工事	山福 福島建設株式会社
	旧若草町教職員住宅除却工事	株式会社ビケンワーク
	登別市民プール照明LED化改修工事	株式会社末永電気工事

別表 4

現地監査（抽出）

対象部局	施設名等	実施日
保健福祉部	幌別児童館	令和7年11月21日
	中央子育て支援センター	
教育委員会	若草小学校	令和7年11月25日

5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において是正、改善等が必要な指摘事項があった。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

特に改善を要するものについては、主管部署のみに関わるものは主管部署で調査検討のうえ改善し、全部署に関わるものについては、しかるべき部署が全部署に改善を指示するなどの措置を講じるとともに、各グループ等の管理監督者は業務の遂行にあたっては、根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

(1) 収入事務

領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書の記載方法について、金額の先頭に¥記号がない、未使用欄を×で締めていない、誤記抹消や廃止の処理方法に誤りがあるなどの不適切な事例のほか、使用済領収書に貼付する領収書使用報告の記載誤りや領収書使用報告と受払簿との内容相違といった事例が見受けられた。

【保健福祉部】

現金を受領してから本庁舎公金窓口に納入するまでに長い日数を要した、また出納印の押印漏れを見落としたといった事例があった。

いずれの場合においても、領収書は現金受領に関する重要な証憑書類であることか

ら、事務処理は例外なく適正に行われる必要がある。会計室による領収書の点検を引き続き実施するほか、各部署の主幹職が領収書、領収書使用報告、受払簿の内容及び現金取扱状況を随時確認すること、また、全ての職員が「事務の手引き」、「領収書の間違いやすい使い方と注意事項」等のマニュアルを理解して、正確で統一的な事務の取扱いを行うことを望むものである。

また、職員による現金の取り扱い自体を減らすことが、金額が合わないなどの事故の防止とともに、感染症予防や事務効率化の観点から、現金授受の際の接触の解消や窓口滞在時間の削減にもつながるものである。このため、市のあらゆる収入に対応したキャッシュレス決済のほか、セルフレジ等の導入について積極的に検討されたい。

(2) 支出事務

支出負担行為に関する事務について

【全庁】

支出負担行為書について、登別市事務決裁規程の別表第1通則の4及び5により決裁区分を総括主幹の専決としているが、添付書類で「支出負担行為の内容を明らかにした文書」に不足があるものが多数見受けられた。

また、決裁区分の誤りや、添付書類に請求書が付されていたり添付書類が全く付されていないなどの不適切な事例が見受けられた。

これらの事例については、過去の定期監査においても指摘しているが、全庁的な改善には至っていないことから、登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程により必要な書類及び決裁区分をよく確認し、適正な事務を執行するようあらためて望むものである。

(3) 給付等事務

【保健福祉部】

抽出により監査した給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、介護保険住宅改修費について、受領を委任された事業者への支給通知に金額の誤りがあった。相手方への混乱を来す恐れがある事案であることから、正確な通知を行うよう十分留意されたい。

(4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などにに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、物品購入事務において、使用する様式の誤り、不要な書類の使用や事務取扱いの誤りが多数見受けられたことから、登別市契約事務規則及び同規則運用方針の規定を遵守し、認識を統一されるよう留意されたい。

(5) 財産管理事務

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、郵便切手受払簿の管理状況について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

備品管理について

【全庁】

令和6年11月より新たな備品管理システムの運用が開始されていることから、有効に活用して正確な備品管理に努めるよう留意されたい。

不用物品の処分については、これまで未処分で残っているもののほか、今後は市役所庁舎移転等によりさらに大量の不用物品が発生することが予想される。

については、庁内関係部署にて協議し、適切な処分の時期や方法等について検討を進められたい。

(6) 現地監査

【保健福祉部】

《幌別児童館》

令和7年11月21日に現地において担当から説明を受け、施工状況等適正であり、児童館及び放課後児童クラブとして施設が十分に活用されるものと認められた。

《中央子育て支援センター》

令和7年11月21日に現地において担当から説明を受け、エア・コンディショナーの設置状況が適切であり、夏季も快適に施設が利用できるようになったことが認められた。今後においても、適正に活用して利用者の快適性及び安全性を確保した施設運営を望むものである。

【教育委員会】

《若草小学校》

令和7年11月25日に現地において担当から説明を受け、現地監査を行った。

屋内運動場床改修工事の施工状況等は、適正であると認められた。

また、備品、郵便切手、学校図書管理状況について、同日に現地監査を行った結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、理科薬品については、一部に管理台帳に記載されていないものが見受けられた。今後は記載漏れのないよう管理することを望むものである。

(7) その他の事務

給与事務について

【総務部】

給与事務において、登別市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第18条第1項第2号の規定により、令和6年4月に昇格すべき職員の級号俸について、一部処理漏れが判明し、12月になって遡及して昇格させる事務を行った事例があった。給与決定の誤りは当該職員について一生涯にわたる様々な不利益を生じるだけでなく、公務員の給与制度に対する信頼を揺るがしかねないため、特に公正かつ厳正に取り扱わなければならないものであることから、管理職員等による多重チェックのほか、徹底して誤りを防ぐ措置を講じるよう望むものである。

文書收受について

【全庁】

登別市文書事務取扱規程により、收受の必要な文書は、スキャナにより読み取ることが困難な場合のような一部の例外を除き文書管理システムによる收受を行うこととされているが、これを行わず受付印の押印のみで済ませているケースが一部において見受けられた。今後は正当な方法によって文書收受の取扱いを行うよう統一されることを望むものである。

財務会計に関する研修について

【全庁】

令和6年度は、11月に主幹職を対象とした研修が実施された。

令和7年度においては、2月頃に、翌年度より稼働する新財務会計システムの説明会と併せて財務会計に関する研修を実施する予定であると確認した。

令和8年度以降も、幅広い職員を対象とし、それぞれの経験や職位に応じた内容の研

修を継続的に実施することを望むものである。